負債の額から控除する金額(D)	
法第211条に規定する純資産額 (E) ＝ (A) － (B) － (C) ＋ (D)(E)	
リスク相当額(F)	
市場リスク相当額	( )
取引先リスク相当額	( )
基礎的リスク相当額	( )
純資産額規制比率 (G) ＝ (E) ÷ (F) × 100(G)	

(2)　資産の額から控除する金額

流動資産	
委託者等未収金	( )
関係会社に対する短期貸付金	( )
前渡金	( )
前払費用	( )
一般貸倒引当金(△)	
固定資産	
無形固定資産	( )
長期未収債権	( )
長期貸付金	( )
長期前払費用	( )
繰延税金資産	( )
繰延資産	
保有する有価証券	
関係会社が発行した有価証券	( )
他の会社又は第三者が発行したＣＰ又は社債券	( )
未公開株等	( )
第三者のために担保に供されている資産	
合計	

(3)　負債の額から控除する金額

商品取引責任準備金等	
長期劣後債務	
短期劣後債務	
合計	

（単位：百万円）

(4)　リスク内訳

内訳	リスク相当額
市場リスク相当額	
金リスク相当額	
ロングポジション	
ショートポジション	
コモディティリスク相当額	
ロングポジション	
ショートポジション	
オプション取引	
その他市場リスク相当額	
取引先リスク相当額	
金関連取引	
貴金属関連取引	
その他のコモディティ関連取引	
短期貸付金	
未収入金	
未収収益	
委託者等未収金	
短期差入保証金	
保証債務	
保証預託	
その他取引先リスク相当額	
基礎的リスク相当額	
合計	